

平成21年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

「業務委託契約に係る事務の執行について」

香川県包括外部監査人
公認会計士 大西 均

目 次

第1章	外部監査の概要	
Ⅰ	外部監査の種類	1
Ⅱ	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
Ⅲ	事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
Ⅳ	外部監査の方法	1
	（1）監査の要点	1
	（2）主な監査手続	2
Ⅴ	外部監査の実施期間及び対象	3
Ⅵ	外部監査人・補助者と資格	3
Ⅶ	利害関係	3
第2章	平成20年度委託料の概要分析	4
第1節	外部委託の状況	4
	（1）委託料に係る県支出の推移	4
	（2）部局別委託契約の件数及び金額	5
	（3）契約方法別委託契約の件数及び金額	6
第2節	監査対象事務事業の概要	9
	（1）部局別委託契約の状況	9
	（2）委託先別の状況	10
	（3）業務類型別の状況	10
第3節	アンケートに基づく分析結果	13
	（1）委託契約手続の状況	13
	（2）継続年数	18
	（3）予定価格の設定	21
	（4）委託業務の履行確認	24
	（5）業務委託の評価及び見直しの状況	26
	（6）随意契約から競争入札への移行	26
第3章	監査結果及び意見のまとめ	27
第1節	総括	27
第2節	契約方法別監査結果及び意見	30
Ⅰ	競争入札における業務委託契約	30
Ⅱ	随意契約における業務委託契約	35
Ⅲ	指定管理者となっている外郭団体について	39
Ⅳ	外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約	42
Ⅴ	豊島廃棄物等処理事業における業務委託契約	48

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「業務委託契約に係る事務の執行について」

III 事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県における行財政改革では、組織の簡素合理化、職員数の削減、外郭団体の統廃合を含めた見直し、事務事業の見直し、指定管理者制度導入とその運営管理の適正化及び評価が行われている。

このような施策の下、県では、これまで「民間にできることは民間に任せる」という考えのもと、アウトソーシングを推進してきている。

また、監査委員においても、平成17年度に「事務事業の外部委託について」をテーマにして行政監査が実施され、平成18年4月には結果が公表された。

その後、随意契約を香川県のホームページで公表（四国4県では初めての試み）するなど様々な角度から改善が図られている。

しかしながら、他方では、坂出市観光協会の県に対する委託料の架空請求事件が発生し、履行確認など委託業務の管理指導が問われている。

行財政改革や事業仕分けなどを通じての事務事業の見直しによる民間委託化が進められている昨今においては、適正かつ公正な競争原理の導入とともに品質の確保と履行確認が求められているため、改めて業務委託契約に係る事務の執行についての検証が必要と判断した。

IV 外部監査の方法

(1) 監査の要点

予備調査として、全部局及び指定管理者となっている外郭団体に対して委託契約についてのアンケートを実施し、特に下記事項を中心にして、業務委託契約の内容、入札等の方法、委託先、委託実績の確認などが適切に行われてきたかについて、監査を実施した。

1) 全般検証

① 一般競争入札及び指名競争入札の実施状況

落札率の検証

1者応札の検証

入札不調による随意契約の検証

低価格入札の検証

- ② 随意契約の内容の検証
 - 随意契約の理由
 - 単独随意契約
 - 同一業者による長期化
- ③ その他共通事項
 - 予定価格の適正な見積り
 - 履行確認の状況
 - 業務委託の経済性、効率性、必要性の検証
 - その他

2) 個別検証として

- ① 一定金額以上の業務委託契約
 - 豊島廃棄物等処理施設等の運転業務委託、設備等保守点検業務
- ② 外郭団体への委託
 - 指定管理者制度導入施設の管理業務
 - それ以外の業務委託
 - 外郭団体からの再委託契約
- ③ OB職員が勤務する公益法人等への業務委託
 - 予定価格の算定根拠
 - 履行確認の状況

(2) 主な監査手続

- 1) アンケート
- 2) ヒアリング
- 3) 現地確認
- 4) 関連書類の閲覧・照合
- 5) 関係法規・条例との整合性チェック
- 6) 関連証憑のサンプル検証
- 7) 現物との照合
- 8) 数量分析
- 9) その他必要に応じた監査手続

V 外部監査の実施期間及び対象

(1) 外部監査の実施期間

平成21年4月1日から平成22年1月22日まで

(2) 外部監査の対象

平成20年度における業務委託契約に係る事務を対象とし、必要に応じて平成19年度以前及び平成21年度の現状を対象としている。

VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均 (公認会計士)

補助者 岩村 浩二 (公認会計士)

増田 信雄 (公認会計士)

米田 守宏 (税理士)

菅 英人 (税理士)

折原 麻衣子 (税理士)

土山 たか子 (税理士)

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 平成20年度委託料の概要分析

第1節 外部委託の状況

(1) 委託料に係る県支出の推移

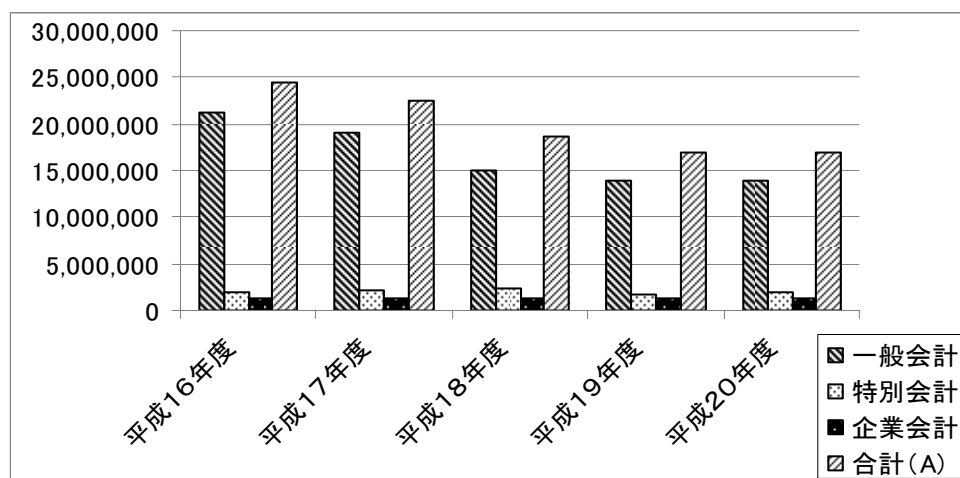
過去5年間の委託料の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
委託料	一般会計	21,204,307	19,031,688	15,078,451	14,031,977	13,858,435
	特別会計	1,948,929	2,224,754	2,263,833	1,728,817	1,831,034
	企業会計	1,210,873	1,264,336	1,203,253	1,190,968	1,329,988
	合計(A)	24,364,109	22,520,778	18,545,537	16,951,762	17,019,457
支出合計(B)		574,814,830	624,833,584	695,420,654	697,702,078	679,216,621
構成比(A/B)		4.2	3.6	2.7	2.4	2.5

(注1) 企業会計は、収益的支出と資本的支出を合わせたものである。

(注2) 支出合計は、一般会計、特別会計及び企業会計を単純合計したものである。特別会計は集中管理、債権管理を含むため平成17年度以降では人件費、県債償還額の一部が重複した金額となっている。



委託料は平成16年度以降、19年度にかけて減少しており、委託料合計で平成20年度は平成16年度との比較では30.1%の減少となっている。特に、一般会計では34.6%の減少となっている。

(2) 部局別委託契約の件数及び金額

(単位：件、千円、%)

部局名	契約件数			委託金額		
	件数	(内数)	割合	金額	(内数)	割合
知事部局	2,547	771	68.3	8,834,891	2,104,516	76.4
政策部	160	4	4.3	535,543	71,116	4.6
総務部	327	0	8.8	1,158,955	0	10.0
環境森林部	230	37	6.2	1,949,400	101,354	16.9
健康福祉部	443	0	11.9	709,844	0	6.1
商工労働部	145	1	3.9	281,306	2,142	2.4
農政水産部	298	125	8.0	643,461	437,520	5.6
土木部	940	604	25.2	3,485,083	1,492,384	30.1
出納局	4	0	0.1	71,299	0	0.6
水道局	117	30	3.1	267,019	62,728	2.3
病院局	282	1	7.6	1,039,041	392	9.0
県議会	7	0	0.2	15,832	0	0.1
人事委員会	8	0	0.2	1,135	0	0.0
教育委員会	501	3	13.4	674,467	632	5.8
警察本部	265	20	7.1	730,400	21,137	6.3
合計	3,727	825	100.0	11,562,785	2,189,405	100.0

上記表は各部局へのアンケートを基に集計したものであり、平成21年11月30日までに入手したデータを基礎としている。

(内数)は工事に係る設計・測量・施工管理等の業務委託分であり、件数及び金額の内数として示したものである。

また、平成16年度より指定管理者制度が導入された。上記表には指定管理者への委託料は含めていない。平成20年度の指定管理者への委託料は合計4,207,090千円である。(施設名と指定管理者及び委託金額の詳細は第2編第3章参照)

(3) 契約方法別委託契約の件数及び金額

1) 平成20年度実績

平成20年度における契約方法別委託契約の件数及び金額の実績は以下のとおりである。

平成16年度との比較でみると、件数、金額ともに一般競争入札、指名競争入札が増加し、随意契約でも見積り合せ及びコンペ方式やプロポーザル方式の増加となっている。競争原理の導入が進んだ形となっており、単独随意契約は減少している。

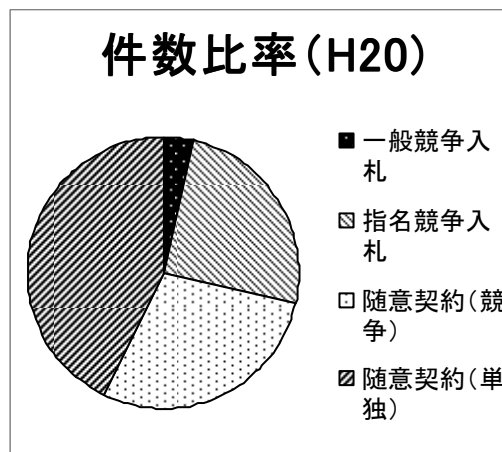
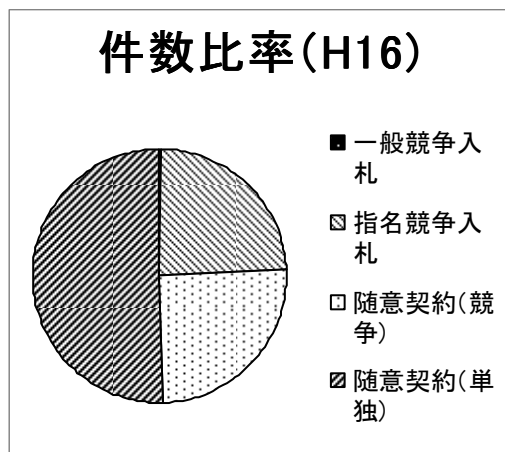
しかしながら、単独随意契約は件数比率で42.8%、金額比率で52.5%を占めており、改善を検討すべき余地があると思われる。

(単位：件、千円、%)

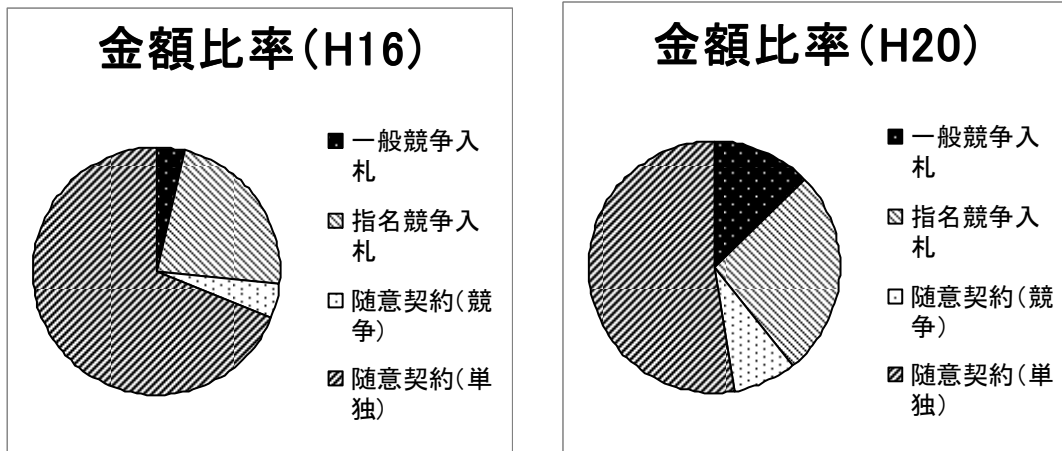
契約方法	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	138	3.7	1,472,861	12.7
最低価格落札方式	129	3.5	1,252,772	10.8
総合評価方式	9	0.2	220,089	1.9
指名競争入札	924	24.8	3,069,259	26.5
公募型	19	0.5	96,160	0.8
非公募型	905	24.3	2,973,099	25.7
随意契約	2,665	71.5	7,020,665	60.7
競争				
見積り合せ	983	26.4	337,209	2.9
コンペ方式等	88	2.4	608,091	5.3
単独随意契約	1,594	42.8	6,075,365	52.5
合計	3,727	100.0	11,562,785	100.0

2) 平成16年度と平成20年度の対比

① 件数比率での比較



②金額比率での比較



参考データ

(単位：%)

	件数比率			金額比率		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減
一般競争入札	0.2	3.7	3.5	3.5	12.7	9.2
指名競争入札	24.0	24.8	0.8	3.2	26.5	3.3
随意契約(競争)	25.2	28.7	3.5	4.3	8.2	3.9
随意契約(単独)	50.6	42.8	-7.8	69.0	52.5	-16.5

(注1)随意契約(競争)は見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式での随意契約の合計で示してある。

件数比率でみると、一般競争入札は0.2%から3.7%と3.5%増加し、指名競争入札は0.8%の増加、随意契約のうち見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式など競争原理を導入したものは3.5%の増加となっている。反対に単独随意契約は7.8%減少している。

金額比率でも、一般競争入札は3.5%から12.7%と9.2%増加し、指名競争入札は3.3%の増加、随意契約のうち見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式など競争原理を導入したものは3.9%の増加となっている。反対に単独随意契約は16.5%減少している。

3) 部局ごとの契約方法の件数及び金額

(単位: 件、千円、%)

契約方法 部局名	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計		随意契約の 占める割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
知事部局	70	953,117	805	2,496,639	1,672	5,385,135	2,547	8,834,891	65.6	61.0
政策部	20	53,877	22	185,395	118	296,271	160	535,543	73.8	55.3
総務部	9	93,596	44	254,582	274	810,777	327	1,158,955	83.8	70.0
環境森林部	3	492,630	47	129,205	180	1,327,565	230	1,949,400	78.3	68.1
健康福祉部	3	50,872	19	59,114	421	599,858	443	709,844	95.0	84.5
商工労働部	6	9,216	8	34,768	131	237,322	145	281,306	90.3	84.4
農政水産部	8	7,274	118	389,004	172	247,183	298	643,461	57.7	38.4
土木部	21	245,652	547	1,444,571	372	1,794,860	940	3,485,083	39.6	51.5
出納局	0	0	0	0	4	71,299	4	71,299	100.0	100.0
水道局	19	98,274	34	126,462	64	42,283	117	267,019	54.7	15.8
病院局	1	79,632	33	275,489	248	683,920	282	1,039,041	87.9	65.8
県議会	1	872	4	14,465	2	495	7	15,832	28.6	3.1
人事委員会	0	0	0	0	8	1,135	8	1,135	100.0	100.0
教育委員会	33	127,430	11	13,034	457	534,003	501	674,467	91.2	79.2
警察本部	14	213,536	37	143,170	214	373,694	265	730,400	80.8	51.2
合計	138	1,472,861	924	3,069,259	2,665	7,020,665	3,727	11,562,785	71.5	60.7

平成16年度における随意契約の占める割合は、合計ベースでは件数比率で75.8%、金額比率で73.3%であった。平成20年度では件数比率で71.5%、金額比率で60.7%であり、それぞれ4.3%、12.6%の減少となっている。部門別では一部増加の部門（政策部の件数比、総務部の金額比）はあるが、全般的には減少している。

第2節 監査対象事務事業の概要

包括外部監査の対象として委託契約金額が100万円以上の委託契約について、アンケート調査した結果を以下にまとめ、平成16年度における監査委員の行政監査結果と必要に応じて対比し分析した。アンケート調査対象は対比の必要から以下の業務は除いてある。

- ・ 工事に係る設計・測量・施工管理等の業務
- ・ 公の施設（指定管理者制度導入施設に限る）の管理運営業務

(1) 部局別委託契約の状況

アンケート対象委託契約の件数は787件、委託金額は8,806,030千円であり、全委託契約に占める割合は、件数で21.1%、金額で76.2%である。

なお、平成21年11月30日までにおいて回収したアンケートに基づく集計、分析である。

(単位：件、円、%)

部局名	監査対象委託契約				全委託契約に占める割合	
	契約件数		委託金額		件数	金額
	件数	割合	金額	割合		
知事部局	537	68.2	6,420,607,874	72.9	21.1	72.7
政策部	59	7.5	497,214,753	5.6	36.9	92.8
総務部	108	13.7	1,091,690,038	12.4	33.0	94.2
環境森林部	72	9.1	1,811,862,756	20.6	31.3	92.9
健康福祉部	115	14.6	620,413,111	7.0	26.0	87.4
商工労働部	49	6.2	249,909,485	2.8	33.8	88.8
農政水産部	23	2.9	162,414,696	1.8	7.7	25.2
土木部	109	13.9	1,916,795,035	21.8	11.6	55.0
出納局	2	0.3	70,308,000	0.8	50.0	98.6
水道局	34	4.3	191,040,704	2.2	29.1	71.5
病院局	83	10.5	974,080,483	11.1	29.4	93.7
県議会	4	0.5	14,465,199	0.2	57.1	91.4
人事委員会	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
教育委員会	76	9.7	541,278,743	6.1	15.2	80.3
警察本部	53	6.7	664,557,037	7.5	20.0	91.0
合計	787	100.0	8,806,030,040	100.0	21.1	76.2

(2) 委託先別の状況

(単位：件、円、%)

委託先	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
営利団体	532	67.6	5,991,971,235	68.0
非営利団体	241	30.6	2,697,523,442	30.6
地方公共団体	39	5.0	200,501,621	2.3
公益法人	107	13.6	1,992,739,304	22.6
特定非営利活動法人	2	0.3	8,969,033	0.1
その他非営利団体	93	11.8	495,313,484	5.6
個人	14	1.8	116,535,363	1.3
合計	787	100.0	8,806,030,040	100.0

(3) 業務類型別の状況

(単位：件、円、%)

大区分	分類 コード	契約件数		委託金額	
		件数	割合	金額	割合
I 定型的業務	11	16	2.0	121,303,532	1.4
	12	2	0.3	2,516,325	0.0
	13	7	0.9	15,776,000	0.2
	14	12	1.5	280,003,215	3.2
	15	1	0.1	2,446,290	0.0
	16	12	1.5	274,292,370	3.1
	17	9	1.1	224,178,820	2.5
	18	4	0.5	13,652,290	0.2
II 専門的な知識や技術を 必要とする業務	21	80	10.2	1,025,415,953	11.6
	22	84	10.7	1,019,970,848	11.6
	23	25	3.2	185,369,119	2.1
	24	49	6.2	278,567,869	3.2
	25	33	4.2	106,964,193	1.2
	26	31	3.9	160,445,905	1.8
	27	130	16.5	2,938,997,806	33.4
III イベント・研修会等の企 画運営業務	31	25	3.2	112,412,282	1.3
	32	7	0.9	20,497,028	0.2
	33	2	0.3	7,058,500	0.1

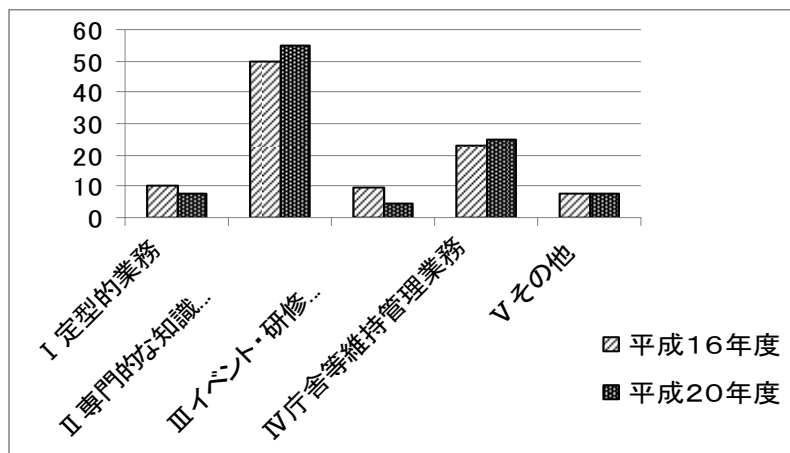
IV 庁舎等維持管理業務	41	15	1.9	233,062,013	2.6
	42	33	4.2	131,339,837	1.5
	43	16	2.0	58,116,240	0.7
	44	8	1.0	22,834,350	0.3
	45	62	7.9	370,091,861	4.2
	46	20	2.5	156,286,042	1.8
	47	15	1.9	404,871,705	4.6
	48	29	3.7	120,489,802	1.4
V その他	51	8	1.0	43,388,625	0.5
	52	1	0.1	2,625,000	0.0
	53	8	1.0	198,668,707	2.3
	54	43	5.5	274,387,513	3.1
合計		787	100.0	8,806,030,040	100.0

(注1) 上記表における小区分類コードの業務内容は以下のとおりである。

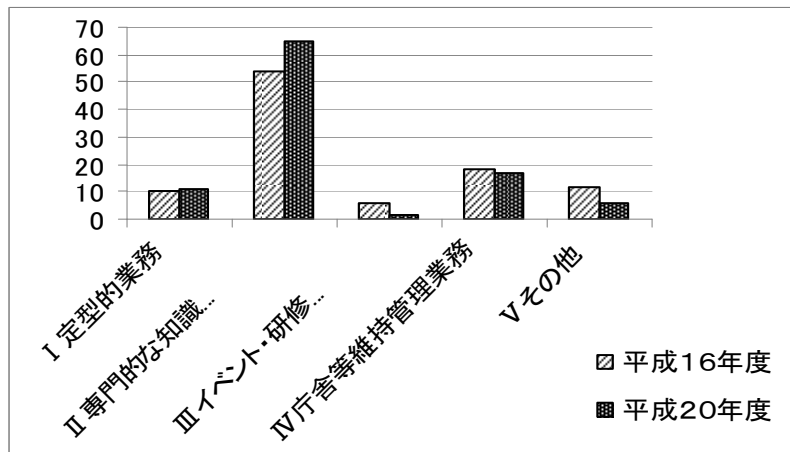
大区分	分類コード	小区分
I 定型的業務	11	データ入力・集計・台帳整備等データ管理業務
	12	各種アンケート・統計・調査業務
	13	普及・啓発業務
	14	窓口サービス業務
	15	印刷製本業務
	16	運送・輸送等業務
	17	免許試験等業務
	18	その他
II 専門的な知識や技術を必要とする業務	21	情報化関連業務(コンピュータ開発・変更・運用・保守等)
	22	機器、設備の保守管理業務(上記21及びIV庁舎等維持管理業務を除く)
	23	検査・試験・分析測定等業務
	24	調査研究業務(計画・構想策定のための調査研究等)
	25	技術指導・相談・訓練等業務
	26	設計・測量・地質調査等業務
	27	その他
III イベント・研修会等の企画運営業務	31	イベント等の企画運営業務
	32	研修会・講習会等の企画運営業務
	33	その他

IV 庁舎等維持管理 業務	41	電気設備の保守点検業務
	42	空調設備の保守点検業務
	43	エレベーター(昇降機)の保守点検業務
	44	消防設備の保守点検業務
	45	清掃
	46	警備
	47	廃棄物処理
	48	その他
V その他	51	広報誌・番組等の編集制作等の業務
	52	ホームページの作成・管理業務
	53	給食調理業務
	54	その他

件数比率での比較



金額比率での比較



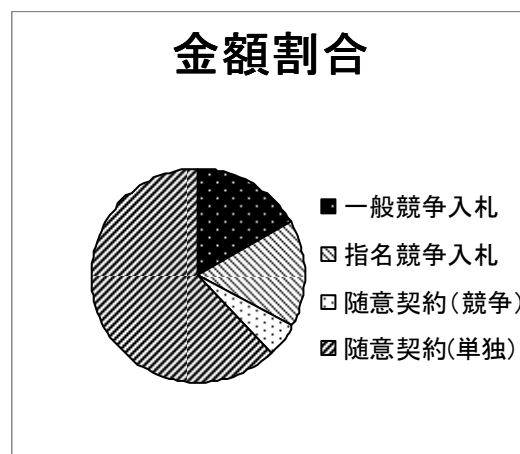
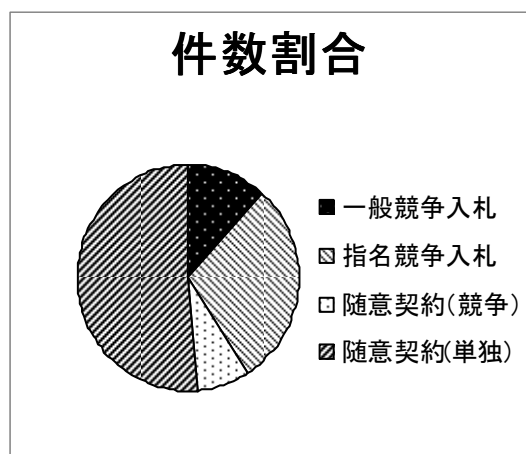
第3節 アンケートに基づく分析結果

(1) 委託契約手続の状況

1) 競争入札、随意契約の割合

(単位：件、円、%)

契約方法		契約件数		委託金額	
		件数	割合	金額	割合
一般競争入札		92	11.7	1,459,494,555	16.6
	最低価格落札方式	84	10.7	1,239,846,720	14.1
	総合評価方式	8	1.0	219,647,835	2.5
指名競争入札		228	29.0	1,420,616,387	16.1
	公募型	2	0.3	12,972,750	0.1
	非公募型	226	28.7	1,407,643,637	16.0
随意契約		467	59.3	5,925,919,098	67.3
	コンペ方式	26	3.3	195,709,846	2.2
	プロポーザル方式	20	2.5	213,117,517	2.4
	見積り合せ	17	2.2	67,733,714	0.8
	単独随意契約	404	51.3	5,449,358,021	61.9
合計		787	100.0	8,806,030,040	100.0



平成16年度と比較した場合、委託契約全体の傾向と同様、100万円以上の委託契約においても一般競争入札及び指名競争入札の件数、金額が増加している。

特に、一般競争入札の増加は顕著であり、平成16年度以降の改善の進捗状況を示している。

県では、平成15年11月に「契約方法改善指針」を策定し、単独随意契約のあり方についての総点検や平成17年度の行政監査結果を踏まえて、関係課で構成す

る契約改善プロジェクトチームを設置し、随意契約の検証を行うなど各種の取組によって、単独随意契約から競争入札や企画競争等による随意契約への移行が進んでいる状況は評価できる。

しかしながら、依然として単独随意契約が51.3%を占めている。

		平成16年度 (行政監査)		平成20年度 (今回のアンケート)		増減	
一般競争入札		8件	0.9%	92件	11.7%	84件	10.8%
指名競争入札		190件	21.9%	228件	29.0%	38件	7.1%
随意契約(競争)	コンペ方式等	51件	5.9%	46件	5.8%	-5件	-0.1%
	見積り合せ	27件	3.1%	17件	2.2%	-10件	-0.9%
単独随意契約		591件	68.2%	404件	51.3%	-187件	-16.9%
合計		867件	100%	787件	100%	-80件	-

2) 委託先別の状況

(単位：件、%)

契約方法		委託先		委託先						個人		合計 件数
		営利団体		非営利団体		地方 公共 団体	公益 法人	特定非 営利活 動法人	その 他非 営利 団体	件数	割合	
		件数	割合	件数	割合							
一般競争入札	最低価格落札方式	79	94.0	4	4.8		4			1	1.2	84
	総合評価方式	8	100.0	0	0.0						0.0	8
指名競争入札	公募型		0.0	1	50.0		1			1	50.0	2
	公募型以外	219	96.9	6	2.7		3		3	1	0.4	226
随意契約	コンペ方式	25	96.2	1	3.8		1				0.0	26
	プロポーザル方式	15	75.0	4	20.0				4	1	5.0	20
	見積り合せ	10	58.8	3	17.6		1		2	4	23.5	17
	単独随意契約	176	43.6	222	55.0	39	97	2	84	6	1.5	404
合計		532	67.6	241	30.6	39	107	2	93	14	1.8	787

① 一般競争入札

一般競争入札での契約は、民間企業等の営利団体での増加が大半である。平成16年度では営利団体8件に対して、平成20年度では87件（うち総合評価方

式が8件)であった。

また、公益法人への一般競争入札での契約は、平成16年度では0件であったが、平成20年度では4件の適用例があった。

② 指名競争入札

平成16年度と同様に非営利団体での適用例は少なく、大半が営利団体である。

③ 随意契約

営利団体での単独随意契約は、平成16年度が280件であったものが、平成20年度では176件であり、非営利団体での単独随意契約は、平成16年度が304件であったものが、平成20年度では222件と、営利団体及び非営利団体ともに減少している。

3) 業務類型別の状況

(単位：件)

業務類型	契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	コン	プロポー	見積り	単独随	合計
					ペ方	ザル方			
I 定型的業務	11	2	8	6		1		5	16
	12		1	1	1				2
	13			7				7	7
	14	1	3	8		2		6	12
	15	1		0					1
	16	3	2	7	1		1	5	12
	17			9				9	9
	18		1	3				3	4
II 専門的な知識や技術を必要とする業務	21	18	4	58		1	1	56	80
	22	27	17	40			1	39	84
	23		10	15			2	13	25
	24		25	24		1		23	49
	25			33		9		24	33
	26		19	12		1	1	10	31
	27	11	10	109	8	2	5	94	130
III イベント・研修会等の企画運営業務	31	1	1	23	5			18	25
	32			7	2			5	7
	33			2				2	2

IV 庁舎等維持 管理業務	41	1	8	6				6	15
	42	3	19	11				11	33
	43	1	13	2				2	16
	44		5	3				3	8
	45	8	34	20		1	2	17	62
	46	5	9	6			2	4	20
	47		12	3				3	15
	48	6	15	8				8	29
V その他	51	1	2	5	2			3	8
	52		1	0					1
	53	1	1	6				6	8
	54	2	8	33	7	2	2	22	43
合計		92	228	467	26	20	17	404	787

① 定型的な業務

定型的な業務では、競争原理の導入が進んでいる。単独随意契約は平成16年度において59件あったものが、平成20年度では35件に減少している。一般競争入札は、平成16年度において1件であったが、平成20年度においては7件と増加しており競争原理の導入がなされている。

② 専門的な知識や技術を必要とする業務

専門的な知識や技術を必要とする業務では、情報化関連業務及び機器、設備の保守管理業務において、一般競争入札（平成16年度の6件から平成20年度は56件へ）での契約が進んでいる。

③ 庁舎等維持管理業務

庁舎等維持管理業務では、一般競争入札（平成16年度の1件から平成20年度の24件へ）及び指名競争入札（平成16年度の71件から平成20年度の115件へ）での契約が増加した。反対に単独随意契約は、平成16年度において113件あったが、平成20年度では54件と大幅に減少している。

4) 指名競争入札の理由

指名競争入札によることとした理由は以下のとおりであるが、平成16年度と比較してほぼ同様の結果であった。

後ほど検証するが、指名競争入札の場合には落札率が高止まりする傾向がある。

(単位：件、千円、%)

適用条項	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
香川県会計規則第 179 条第1号 (契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき)	160	70.2	918,119,967	64.6
同条第2号 (競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき)	63	27.6	488,741,420	34.4
同条第3号 (一般競争入札に付することが不利と認められるとき)	5	2.2	13,755,000	1.0
合計	228	100.0	1,420,616,387	100.0

5) 随意契約の理由

理由(号数) 地方自治法施行令第167条の2第1項の各号	件数	金額(円)
1号 予定価格が規則で定める額を超えない契約をするとき	7	16,928,225
2号 その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	424	5,470,029,891
3号 障害者支援施設、地域活動支援センターなどと契約するとき	9	24,752,540
4号 新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が新製品として生産する物品を買い入れる契約をするとき		
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	6	80,062,539
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	21	334,145,903
9号 落札者が契約を締結しないとき		
合計	467	5,925,919,098

随意契約の理由として多いのが「2号 その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」であり、件数で90.8%、金額で92.3%を占めている。平成16年度では香川県会計規則第184条第7号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)が件数で94.8%、金額で88.6%を占めていた。

また、平成20年度の特徴点としては、「8号競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」が平成16年度の10件、1.5%に対して21件、5.6%と増加している。

(2) 継続年数

1) 契約形態別継続年数

(単位：件、%)

継続年数 契約方法		1年 (単年度)		2年～5年		6年～9年		10年以上		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札		29		49		7		7		92	
指名競争入札		107		90		21		10		228	
随意契約		147		186		67		67		467	
	コンペ方式	23		2		1				26	
	プロポーザル方式	7		8		4		1		20	
	見積り合せ	6		5		5		1		17	
	単独随意契約	111		171		57		65		404	
合計		283		325		95		84		787	
割合		36.0		41.3		12.1		10.7		100.0	

2) 契約先別

(単位：件、%)

継続年数 委託先		1年 (単年度)		2年～5年		6年～9年		10年以上		合計
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
営利団体		216	40.6	218	41.0	67	12.6	31	5.8	532
非営利団体		61	25.3	102	42.3	25	10.4	53	22.0	241
	地方公共団体	12	30.8	16	41.0	3	7.7	8	20.5	39
	公益法人	25	23.4	47	43.9	11	10.3	24	22.4	107
	特定非営利活動法人		0.0	1	50.0	1	50.0		0.0	2
	その他非営利団体	24	25.8	38	40.9	10	10.8	21	22.6	93
個人		6	42.9	5	35.7	3	21.4		0.0	14
合計		283	36.0	325	41.3	95	12.1	84	10.7	787

10年以上契約が継続しているものは、営利団体31件、非営利団体53件（うち地方公共団体8件、公益法人24件、その他非営利法人21件）である。平成16年度では、10年以上継続契約は207件（営利団体89件、非営利団体118件）であり、契約見直し等の改善が図られている。

3) 業務類型別

(単位 : 件)

業務類型	継続年数	1年 (単年度)	2年～ 5年	6年～ 9年	10年 以上	合計
I 定型的業務	11	9	4		3	16
	12	2				2
	13	1	5		1	7
	14	3	6	1	2	12
	15	1				1
	16	4	5	3		12
	17	1			8	9
	18	3	1			4
II 専門的な知識や 技術を必要とする業務	21	34	24	12	10	80
	22	18	47	14	5	84
	23	12	8	3	2	25
	24	35	10	3	1	49
	25	3	12	9	9	33
	26	24	6	1		31
	27	38	61	16	15	130
III イベント・研修会 等の企画運營業務	31	13	10	1	1	25
	32	2	4		1	7
	33		2			2
IV 庁舎等維持管理 業務	41	5	5	4	1	15
	42	7	20	5	1	33
	43	2	10	3	1	16
	44	5	2	1		8
	45	17	32	4	9	62
	46	5	12		3	20
	47	1	8	2	4	15
	48	8	15	4	2	29
V その他	51	5	2		1	8
	52		1			1
	53		4	3	1	8
	54	25	9	6	3	43
合計		283	325	95	84	787

4) 長期継続契約の実施状況

(単位:件、円)

契約方法	長期継続契約	
	件数	金額
一般競争入札	16	431,106,512
指名競争入札	28	344,264,750
随意契約	16	182,331,921
コンペ方式		
プロポーザル方式		
見積り合せ		
単独随意契約	16	182,331,921
合計	60	957,703,183

平成16年の地方自治法の改正により、政令で定める契約について、長期継続契約を締結することができるようになり、この改正令では、役務の提供を受ける契約においても、その性質上翌年度以降にわたり、契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものが新たに長期継続契約を締結することができるとされた。

本県でも、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が平成17年3月から施行され、条例では、庁舎、公の施設等の管理に関する業務その他継続的に行うことを必要とする業務で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要のあるものを委託する契約についても対象とされ、委託業務期間は、原則3年間になっている。

一般競争入札及び指名競争入札の中には、平成18年度又は19年度において、従来随意契約であったものを長期継続契約とすることで競争入札へ移行した契約もある。

(3) 予定価格の設定

1) 予定価格の算定方法

(単位：件、%)

契約方法	独自に経費等を積み上げて算定		単独の参考見積書により算定		複数の参考見積書により算定		前年度契約金額を参考に算定		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
一般競争入札	47	52.2	14	15.6	5	5.6	21	23.3	3	3.3	90
指名競争入札	94	41.6	15	6.6	9	4.0	96	42.5	12	5.3	226
随意契約	75	32.1	63	26.9	2	0.9	69	29.5	25	10.7	234
コンペ方式	9	64.3		0.0		0.0	2	14.3	3	21.4	14
プロポーザル方式	3	42.9		0.0		0.0	4	57.1	0	0.0	7
見積り合せ	4	28.6	1	7.1	0	0.0	7	50.0	2	14.3	14
単独随意契約	59	29.6	62	31.2	2	1.0	56	28.1	20	10.1	199
合計	216	39.3	92	16.7	16	3	186	33.8	40	7.3	550

予定価格の算定方法は、仕様書や設計書などを基に独自に積算して算定した割合が39.3%である反面、前年度の契約金額を参考にしたもの33.8%、その他7.3%と改善の余地がある契約が約4割残っている状況である。

2) 予定価格に対する委託金額の割合（落札比率）

① 契約方法別

(単位：件)

契約方法	落札比率	落札比率別件数					合計
		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%	
一般競争入札	最低価格落札方式	13	12	19	30	8	82
	総合評価方式	3	1		1		5
指名競争入札		43	35	35	88	21	222
随意契約		54	19	20	84	93	270
	コンペ方式	1	1		7	3	12
	プロポーザル方式	2	2	1	5	6	16
	見積り合せ	2	1	3	3	5	14
	単独随意契約	49	15	16	69	79	228
合計		113	67	74	203	122	579

(単位:円)

落札比率		落札比率別金額					
		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%	合計
一般競争 入札	最低価格落札 方式	63,999,727	263,857,523	115,307,930	449,712,820	52,297,820	945,175,820
	総合評価方式	46,185,525	14,196,000		35,280,000		95,661,525
指名競争入札		260,924,265	192,363,187	168,773,059	634,554,753	138,268,200	1,394,883,464
随意契約		722,117,492	116,098,676	461,814,781	1,141,955,761	805,107,715	3,247,094,425
	コンペ方式	11,515,875	2,052,750		30,995,897	64,334,728	108,899,250
	プロポーザル方式	7,024,226	47,685,000	16,537,500	112,060,005	19,382,984	202,689,715
	見積り合せ	32,806,405	1,568,700	4,804,800	4,651,063	8,801,966	52,632,934
	単独随意契約	670,770,986	64,792,226	440,472,481	994,248,796	712,588,037	2,882,872,526
合計		1,093,227,009	586,515,386	745,895,770	2,261,503,334	995,673,735	5,682,815,234

一般競争入札（最低価格落札方式）を採用しながらも落札率の高い契約がある。95%以上100%未満で30件、金額では449,712千円、100%の契約が8件、金額では52,297千円あり、競争原理が十分に働いていたのかどうか疑問の残る契約がある。

指名競争入札では、落札率100%のものが21件、金額では138,268千円あり、競争原理が十分に働いていたのかどうか疑問の残る契約といえる。

これらの契約については、第2編、第1章「競争入札」にて検証する。

随意契約では、予定価格と同額での契約が93件、金額では805,107千円あるが、うち単独随意契約が79件、712,588千円である。単独随意契約の場合には、見積額又は予定価格と契約額が同額となる契約が多い傾向にある。予定価格の積算の妥当性及び契約手続きの透明性についての検証が必要である。この点については、第2編、第2章「随意契約」にて検証する。

② 業務類型別

(単位：件)

業務類型		落札比率					
		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%	合計
I 定型的業務	11	1	3	2	7	2	15
	12		1				1
	13	4					4
	14			1	8	2	11
	15	1					1
	16	7	1		3	1	12
	17						0
	18				1		1
II 専門的な知識や 技術を必要とする業務	21	13	2	6	23	29	73
	22	9	14	20	29	10	82
	23	5	2	1	3		11
	24	13	4	5	5	1	28
	25	3	2	1	1	16	23
	26	8	1	4	13		26
	27	15	11	7	18	12	63
III イベント・研修会 等の企画運営業務	31	4	2		4	1	11
	32				1	1	2
	33					1	1
IV 庁舎等維持管 理業務	41		1		7	6	14
	42	2	6	4	18	3	33
	43	4	2	2	2	6	16
	44	3			2	3	8
	45	11	3	8	16	11	49
	46		3	2	8	4	17
	47	5	2		3	3	13
	48	2	1	8	15		26
V その他	51	1	1	1	2	1	6
	52		1				1
	53	1		1	2	2	6
	54	1	2	1	11	8	23
合計		113	67	74	203	122	579

落札率100%の一般競争入札、指名競争入札は定型的業務や庁舎等維持管理業務が多く、随意契約、特にプロポーザル方式は専門的な知識や技術を必要とする業務やイベント・研修会等の企画運営業務などに多いといえる。

(4) 委託業務の履行確認

1) 履行確認の改善対策

平成20年度に瀬戸内海国立公園園地維持管理業務委託において、十分な履行確認がなされないまま、県費が支出されていたということが判明したため、委託契約の適正な履行確保に向けての改善策を策定し、各担当部署においては、これに基づいて履行確認を実施している。出納局においては、その履行確認の適切な実施についての審査などを行うとともに、監査委員監査においても検証が行われている。

アンケートにおいても改善工夫の記載が散見された。

詳細については、第2編以下の個別契約の検証にて、履行確認についても取り上げることにした。

2) 再委託の状況

(単位:件、円、%)

契約方法	監査対象 契約件数 (A)	再委託 件数 (B)	割合(再 委託率) (B)/(A)	委託金額 (C)
一般競争入札	92	12	13.04	72,737,358
指名競争入札	228	6	2.63	89,616,130
随意契約	467	42	8.99	1,121,516,103
コンペ方式	26	3	11.54	16,293,057
プロポーザル方式	20	0	0.00	0
見積り合せ	17	0	0.00	0
単独随意契約	404	40	9.90	1,105,223,046
合計	787	60	7.62	1,283,869,591

(単位:件、円、%)

契約方法	監査対象 契約件数 (A)	再委託 件数 (B)	割合(再 委託率) (B)/(A)	委託金額 (C)
営利団体	532	40	7.52	639,897,826
非営利団体	241	20	8.30	643,971,765
地方公共団体	39	10	25.64	54,348,080
公益法人	107	5	4.67	561,879,679
特定非営利活動法人	2	0	0.00	0
その他非営利団体	93	5	5.38	27,744,006
個人	14	0	0.00	0
合計	787	60	7.62	1,283,869,591

契約書において、再委託は原則禁止であるが、合理的に必要な範囲で事前承認を条件に再委託が認められている。

再委託についても、第2編以下の個別契約の検証にて取り上げることとした。

特に、指定管理者として公の施設を管理している外郭団体や OB 職員のいる外郭団体や公益法人との委託契約について、再委託が適正な内容か否かについては第2編第3章及び第4章にて検証する。

3) 変更契約の状況

(単位:件)

契約方法	契約変更 あり	うち当初予定価 を超過したもの
	件数	件数
一般競争入札	21	6
指名競争入札	55	13
随意契約	70	2
コンペ方式	6	
プロポーザル方式	4	
見積り合せ	4	
単独随意契約	56	2
合計	146	21

一般競争入札及び指名競争入札での契約変更が比較的多い。当初予定価格を超過したものについては、契約変更の合理的理由の検証が必要である。第2編以下の個別契約において、契約変更の理由についても検証する。

(5) 業務委託の評価及び見直しの状況

(単位：件、%)

	実施件数	監査対象件数 に対する割合
直営コストとの比較検討	13	1.65
類似事業との比較検討	27	3.43
委託効果の検証	49	6.22
委託先、契約方法等の見直し	109	13.83

担当部署における業務委託についての評価の実施は、直営コストとの比較検討、類似事業との比較検討及び委託効果の検証を合わせても全アンケート件数の11.3%に留まっており、事業効果分析を実施する自己チェック機能が依然として弱いことを示している。(なお、平成16年度の調査時点では6.8%であったので、改善傾向にあるといえる。)

また、委託先及び契約方法等の見直しは13.8%であり、平成16年度の調査時点の7.8%より改善されているといえる。

(6) 随意契約から競争入札への移行

(単位：件、円)

契約方法等の見直し内容	件数	委託金額		
		平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	増減額 (B) - (A)
随意契約から一般競争入札に変更	13	208,993,904	143,566,525	-65,427,379
随意契約から指名競争入札に変更	15	205,698,131	116,997,494	-88,700,637
単独随意契約から見積り合せに変更	0	0	0	0
上記以外の契約方法の変更	42	534,044,068	524,907,003	-9,137,065
合計	70	948,736,103	785,471,022	-163,265,081

平成16年度における監査委員監査として、事務事業の外部委託についての行政監査が行われて以降、契約方法の変更が進んでいる。特に単独随意契約から一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式等での随意契約への変更である。

平成20年度において、随意契約から一般競争入札に変更が13件、随意契約から指名競争入札に変更が15件あった。

第3章 監査結果及び意見のまとめ

第1節 総括

(1) 更なる競争性の確保

県では、平成15年11月に「契約方法改善指針」を策定し、単独随意契約のあり方についての総点検や平成17年度の行政監査結果を踏まえて、関係課で構成する契約改善プロジェクトチームを設置し、随意契約の検証を行うなど各種の取組によって、単独随意契約から競争入札や企画競争等による随意契約への移行は進んでいるが、アンケート調査では、単独随意契約の割合は、件数で42.8%、金額で52.5%と依然高い割合を示している。

そのため、随意契約の理由である地方自治法施行令第167条の2の第2号要件については、一層厳格に適用する必要がある。

また、単独随意契約によることが真にやむを得ないと認められる契約以外の契約については、競争性が発揮できるよう仕様書や事業内容の見直しや、現在委託を行っている事業者以外に契約可能な事業者の有無を確認するための公募制度を活用して業者選定を行う必要がある。

特に、外郭団体やOB職員のいる公益法人等との委託契約における随意契約については、随意契約の理由である地方自治法施行令第167条の2第2号要件の安易な適用を避けるよう厳正かつ厳格な運用が必要である。

さらに、指名競争入札における指名業者の選定の適正化及び指名競争入札から一般競争入札への移行の促進が必要である。

(2) 一般競争入札の更なる活用に向けて

随意契約から競争入札への移行に向けての取組状況は所属ごとに温度差はあるが、先行して一般競争入札へ移行した分野では下記の問題点が発生しているので対策が必要である。

- 1) 落札比率が非常に高い契約についての対応としては、予定価格は前年度契約実績とせず取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要である。
- 2) 1者応札や入札不調による随意契約についての対応としては、契約の競争性を高めるために、制限的な入札参加資格が設定されているときは可能な限り緩和することを検討し、さらには、委託業務の範囲や内容などを見直し、分離発注などを検討していく必要がある。
- 3) 特殊な分野（設置担当の施設、設備メーカー以外の会社では事実上保守管理ができないケース。特に情報機器、医療機器、警報機器など県民生活の安心安全に直接影響する分野）で一般競争入札または指名競争入札を導入しているが競争原理が十分に働いていない場合には、設備導入時において保守管理契約を設備と一括して一

般競争入札とし、事後での保守管理契約単独での委託契約を回避するなどの検討が必要である。

(3) 透明性と公平性の確保

委託契約の契約過程の透明性を増すために、競争入札について電子入札を活用し、入札結果を公表しているが、予定価格については、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することを検討する必要がある。

さらに、電子入札の積極的活用は、入札参加の公平性を高めることにもつながる。

特に、国の外郭団体である公益法人との業務委託契約においては、委託料の妥当性の検証が困難な場合もあり、業務委託先からの委託料根拠についての情報開示を積極的に求めていく必要がある。

なお、予定価格の事後公表については、現在では各部局の判断に委ねられているため、公表していない場合が多い。しかしながら、透明性を高めるためには、原則公表とし、競争性の確保に支障がある場合の非公表はできる限り制限的に運用すべきである。

(4) 選択と集中の必要性

委託事業の必要性及び効果について評価するシステムを確立し、事務事業（当然に委託事業を含む）の見直しを定期的を実施し、削減や廃止だけでなく拡充を含めて見直す必要がある。（各論での意見等参照）

(5) 履行の確保

1) 予定価格の合理的積算

予定価格の積算を合理的に行うことにより金額的な基準が明確となる。そのためには、仕様書又は設計書等を整備し、業務内容の明確化が図られなければならない。

また、一定率の経費率を使用する場合は、競争入札を前提とした経費率なのかどうかを含めてその経費率の妥当性を吟味する必要がある。

特に、外郭団体や OB 職員のいる公益法人等との委託契約の場合での人件費の負担については、業務委託の内容及び業務量との関連性を十分に精査し、必要以上の人件費が含まれないようにする必要がある。

2) 履行確認

かなり改善の傾向にあるが、仕様書等に基づき業務が実施されているか否かについて履行確認を実施する必要がある。

(6) 安定的な業務遂行

1) 低入札価格調査制度の活用

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある請負の契約で、調査基準価格の設定が可能な場合には、低入札業者の業務遂行能力や業務の品質について調査し落札者を決定する低入札価格調査制度の競争入札での活用を検討する必要がある。

2) 総合評価方式の活用

契約の性質又は目的から入札価格だけで落札者を決定することが適正でない契約で、落札者決定基準の設定が可能な場合には、価格競争に加えて、委託業者の技術力、委託業務の提案、業務遂行能力、類似業務の実績などを総合的に評価する総合評価方式の活用を検討する必要がある。

3) 地域要件について

厳しい経済環境の中で県内経済の活性化や雇用の確保の観点から、県内事業者に優先的に発注できるように、入札参加資格に地域要件を付すことについては、一定の条件の下で認めて差し支えないのではないかと考える。一定の条件とは、競争性の確保、透明性の確保、品質の確保及び安定的な業務遂行能力である。

(7) 公益法人改革への対応

外郭団体としての財団法人及び社団法人は、特例民法法人として平成25年11月30日までに公益認定を受け公益社団・財団法人へ移行するか、又は、認可を受けて一般社団・財団法人へ移行しなければ解散となる。全ての外郭団体は、いずれかを選択しなければならない。

公益認定に際しては、公益目的事業が50%以上見込めるか否か等の認定基準を満たす必要があるが、指定管理者になっている場合には指定管理業務の内容が公益事業か収益事業かいずれに該当するか分類整理する必要がある。

一般社団・財団法人への移行認可に際しては公益目的支出計画を策定し、実施する必要があるが、社団、財団の有する剰余金が多い場合にはその取扱いに明確な方針が必要となる。

公益法人改革への対応については、委託契約先である公益法人全てについて同様のことが言えるので、県としての指導・対応が必要となる場合が生ずることが予想される。

(8) 外郭団体について

1) 再委託

随意契約が比較的多いため、競争原理の更なる導入に向けての改善が必要である。

2) 財団法人の基本財産について

財団法人が保有する基本財産については、運用状況が低く資金が固定化した状態にある。財団法人の判断によるが、より有効な活用としては基本財産の一部を取り崩して財団法人の主たる事業目的を達成するための事業費として使用することも検

討する時期にあると思われる。上記の公益法人改革の中で、財団法人としてのあり方を検討していただきたい。

第2節 契約方法別監査結果及び意見

I 競争入札における業務委託契約

(1) 落札率が非常に高い一般競争入札及び指名競争入札での委託契約

(意見)

予定価格の積算方法と入札結果の公表について

一般競争入札、指名競争入札ともに前年契約金額のみを基に予定価格としている場合は落札率が非常に高くなっている場合がある。

予定価格は前年度契約実績のみだけでなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要であるとともに、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することにより透明性を高めていく必要がある。

さらに、電子入札システムを活用し、入札過程及び結果の公表を通じてより透明性を高める必要がある。

(2) 1者応札

1. 政策部

1-1. データエントリー業務委託

(意見)

今後のデータエントリー業務のあり方

データエントリー業務の集中管理の廃止に伴い入力データ処理は担当課ごとの個別対応となる。アルバイト等による自前入力や個別に委託契約を結ぶ場合などが想定されるが、予定価格の設定、履行確認などの契約手続きのみならず、データ及び個人情報情報の漏えいなど情報管理体制の整備をしておく必要がある。

2. 土木部

2-1. 土砂災害情報相互通報システム整備等業務

2-2. 平成20年度香川県砂防情報システム保守管理業務

2-3. 平成20年度香川県水防情報システム保守管理業務

(意見)

1) システム構築における予定価格には、システム構築費用だけではなく、保守管理費用も含めた価格での見積りを業者から入手すべきである。

2) 砂防システム及び水防システムからの情報を住民がより便利にタイムリーに入

手できるような仕組みになるよう、これからも継続して改善をしていてもらいたい。

(結果)

3) 水防システムの保守管理業務の発注に当たっては、緊急修理に備えた予想される支出項目は、摘要欄に「緊急対應用」などと記載することによって明確に区分しておくべきである。

2-4. ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務

(意見)

契約事務の見直しと統合

平成21年度の契約先は、平成20年度と同様である。各土木事務所で落札率にばらつきがあるのは不自然でないにしても、落札率が非常に高い場合は一般競争入札が1者応札に終わった弊害が生じているといえる。

一般競争入札の事務を各土木事務所別を実施するのではなく、本庁河川砂防課で一括して実施するなど、より競争原理が導入され、かつ、入札事務が効率的に実施できるように見直す必要がある。

3. 病院局（中央病院）

3-1. 病院清掃業務

(意見)

予定価格の積算について

現在の予定価格は前年実績を基礎としているが、人員配置、作業量、諸経費等からの積算金額としての検証が不足している。

特に、1者応札であり、かつ、委託先も継続（平成17年度、平成18年度～20年度、平成21年度～25年度の委託先は同一である）しており、競争原理が実質的に働いているとはいえない状況では予定価格の的確な積算が必要である。

清掃業務については、床面積、人員配置、所要日数などについて、ある程度標準単価を設定し、ICUや結核病棟など特殊性を有する清掃作業と一般病床など比較的標準化できる清掃業務とを区分するなどして、より合理的かつ客観的な予定単価積算が必要である。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 交通管制センターシステム等保全業務委託契約

(意見)

一般競争入札制度を導入していく姿勢は評価できる。ただし、今後も1者応札が続くようであれば、実質的に競争原理が働かない状況での価格交渉については、一

般競争入札のメリットを堅持しながら、予定価格の設定方法の見直しなどの検討が必要と考えられる。

なお、この点については、警察本部だけでなく、全部局共通の課題である。

(3) 入札不調による随意契約

1. 総務部（防災局）

1-1. 香川県防災行政無線設備保守点検業務

(意見)

予定価格、見積価格の妥当性については、詳細に検討する必要があるものと思われる。例えば、見積価格算定表上、諸経費（現場経費＋一般管理費）率を直接経費の19%としており、これは先方提示の諸経費率一覧表により決定されたものとのことであるが、その内容についてより詳細に検討して独自の経費率の見積り等を実施しその妥当性を検証してもよいのではないかと考える。

2. 病院局（中央病院）

2-1. 臨床検査業務

(意見)

予定価格算出上の検査単価について

現在は、前年度の単価を基礎として用いているが、検査主要品目については近傍類似の急性期病院との情報交換や他の業者の見積りの入手などにより、予定単価の検証をする必要がある。特に1者応札が続き、なおかつ、平成20年度、平成21年度ともに入札不調にて随意契約となっているので、検査単価の妥当性についての検証も必要である。

3. 教育委員会

3-1. 屋島少年自然の家給食調理業務及び五色台少年自然センター給食調理業務

(意見)

1) 契約の競争性と透明性の確保

入札不調による随意契約であるが、一般競争入札を導入することにより、業者選定過程の透明性は高まっていると思われる。しかしながら、結果的には2契約共にそれぞれの業者が予定価格に近い金額で契約した形になっているので、実質的な競争原理が導入できたか否かは判断できないため、今後は入札参加業者の増加により競争性の確保に努める必要がある。

また、その後の県の契約制度の改正で、電子入札や一定額以上の随意契約について入札等の結果が公表されるなど契約の透明性は高まっており、今後は契約制度の適切な運用に努めることを通じて十分な透明性を確保すべきである。

2) 契約単価の妥当性

予定価格を超過しての不調による随意契約となり、交渉の結果、契約単価が決定された。当初の予定価格の範囲での契約単価となっている。

入札不調の場合の契約金額は、その根拠金額や単価について、品質の確保、安定供給の確保を配慮に入れながら、より一層その設定の妥当性が求められることになる。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 信号機保全業務委託契約

(意見)

平成20年度での指名競争入札の場合における入札不調による随意契約から、平成21年度では一般競争入札の導入により、競争性、公平性、透明性の向上を図った一例である。1者応札とならずに複数者応札の競争状態を確保することができれば、指名競争入札の場合における不調による随意契約というイレギュラーな措置を回避できる場合としての例でもあるので、今後とも複数者応札による競争状態の確保に努める必要がある。

(4) 低価格入札

1. 政策部

1-1. 平成20年度香川県地下水利用推進調査業務

特になし

1-2. 基礎調査業務（砂防基礎調査）小豆総合事務所

基礎調査業務（砂防基礎調査）として、土木部にて記載

2. 総務部（税務課）

2-1. 地方税電子申告審査システム構築及び運用業務

(意見)

1) 予定価格の積算

予定価格に対して委託金額が低くかつ他社の入札金額も決定金額に近いということは、予定価格として機能してないことでもある。ハードの値引率、運用コストなど算定しづらい面もあるが、実態に応じた適正な予定価格の算定が必要と思われる。

2) 利用率の向上の必要性

審査システムの利用率向上により、事務処理の実質的な簡素化合理化を図るべきである。利用率向上のためには市町税システムへの導入促進や納付システムとの連携などにより納税者側にメリットがある制度にすることも一案である。

3. 土木部

3-1. 土砂災害防止法にかかる基礎調査業務委託

(結果)

1) 予定価格の見直し

現在は、指名入札参加予定業者から予め業務の内容を説明して見積りを入手し、その見積りをもとにして県が標準歩掛りを定め、その標準歩掛りを使用して各土木事務所が各地の作業内容等の実情に応じて予定価格を設定している。今後、予定価格の積算方法や適切な入札契約方法について検討する必要がある。

(意見)

2) 業務完了の迅速性

土砂災害防止法に係る基礎調査業務は、人命という県民の安全にかかわる大変重要な事業であるにもかかわらず、予算の関係で調査終了予定は平成30年前後とみられている。効率的に事業予算を計上し、もっと迅速に事業を進め、早く調査を終了させるべきであろう。

3-2. 高松港旅客ターミナルビル等清掃業務

(意見)

1) 予定価格の積算及び競争入札応募要件の設定について

公平なる競争原理の導入、品質確保のための制限、安定的な業務遂行の確保、地域業者への優先発注という4つの視点のバランスを如何に保つかが問われている事案であり、予定価格の合理的な積算が一層求められているとともに地元業者への優先的発注の要件設定のあり方に改善が必要である。

(結果)

2) 履行確認

仕様書と業務日報のチェック項目が不一致であり、十分な管理ができないので改善する必要がある。

4. 教育委員会（図書館）

4-1. 香川県立図書館情報システム開発・運用業務

(意見)

システム選考の過程を記録した文書は、少なくとも次期システム構築が終了するまでは残しておくべきである。システム開発において、予定価額よりもあまりにも低い金額での入札は、後々の検証のためにも選考の責任の所在を明確にしておくべきである。

II 随意契約における業務委託契約

1. 政策部（文化振興課及び水資源対策課）

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託

（意見）

県民ホール舞台業務は置県財団が専任職員を有して業務を受託しているが、現状のメリット、デメリットを再点検し、中長期的に置県財団への舞台業務委託を継続するか否か検討するのが望ましい。

1-2. 水道用原水調整池連絡道路整備事業委託

特になし

2. 総務部

2-1. 地方自治情報センター 政策部自治振興課・総務部税務課

（意見）

たばこ流通情報管理システムの運用業務委託等 5つの委託契約

地方自治情報センターに対して、システム運用のコスト負担を削減するよう、強く要求し交渉すべきである。そのために他の都道府県とも連携すべきである。

2-2. 職員健康診断

（意見）

1) 職員の健康診断をする医療機関については、一般競争入札を原則とすべきである。

2) 瀬戸健診クリニックが保管している職員健康診断データ管理一元化事業に係るデータ（瀬戸健診クリニックが健診機関として管理しているデータを除く。）の所有権及び契約解除時の扱いを明確にした契約が必要である。

2-3. 香川県人権啓発展示室管理運営等委託

（意見）

1) 来館者は増加傾向にあるといえども、事業効率が良いとはいえない。より一層の効果的な施設活用が望まれる。

（結果）

2) 業務委託の仕様書の中に、現在主たる事業の一つとなっている「人権啓発展示室を活用した人権・同和問題啓発研修の企画運営、実施に関する事業」を明記すべきである。

2-4. 香川県防災ヘリコプター運航管理業務

(意見)

1) 一般管理費の比率について

一般管理費を直接費合計の18%としている根拠については、平成18年度販売費一般管理費の実績を売上高で除した額が21%であったことから、前年どおりの18%で計上したとのことであるが、金額が15,960千円と多額であり、一般管理費には固定費の性質を持つもの(役員報酬、減価償却費、賃借料)や運航管理業務に関連のないものも含まれていると考えられ、実際発生率に応じて必ずしも全額負担すべき性質のものではないことなどから、一般管理費計上の妥当性についてもう少し詳細に検討してもよいのではないかと考える。

2) 効果の分析評価について

19年実績で委託料のみで110,061千円÷255時間=431千円/時間のコストがかかっていることの妥当性(機体償却費、燃料費など以外で)については、担当課にて分析評価し、その必要性を説明できるようにしなければならない。

3. 環境森林部

3-1. 森林の整備保全に関する事業

(意見)

1) 森林の維持管理のため、香川県でも森林環境税の導入を考えるべきである。

2) 市町所有の保安林の整備事業については、当該市町が整備事業に要する費用の一部について、相応の負担をすべきである。

3) 森林維持管理に従事する事業者及び後継者の確保を早急に図るべきである。

4. 健康福祉部

4-1. 休日歯科診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業委託

4-2. 歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託契約

4-3. 平成20年度香川県8020運動推進特別事業

4-4. 平成20年度8020運動推進業務委託

4-5. がん予防思想等普及啓発事業

4-6. 香川県がん検診受診率向上モデル事業業務

(意見)

1) 事業の見直し

休日歯科診療事業並びに歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託、成人歯科検診モデル事業、香川県8020運営委員会関連事業及び高齢者イイ歯のコンクール事業はその効果を分析評価し、廃止を含めて見直しを検討すべきである。

2) 心身障害児(者) 歯科診療事業については、心身障害児(者) 歯科診療提供体制の充実・強化に向けた取組を検討してもらいたい。

3) 県委託事業の中に人件費相当額を負担する事業については、委託業務内容と負担する人件費との整合性を十分に吟味し委託金額の設定をすべきである。

4) 委託先または委託内容に応じては委託契約書に精算条項を設け、返還義務を課すことを検討する必要がある。

5. 商工労働部 観光交流局

5-1. 桃陵公園維持管理業務委託、亀鶴公園維持管理業務委託、琴林公園維持管理業務委託、琴平公園維持管理業務委託、琴弾公園維持管理業務委託

(意見)

1) 県立公園の維持管理のための方策を早急に考えるべきである。現状のまま、委託費用が削減されるに任されれば、県立公園が荒れてしまい景観が維持できない。そのためにも、所管が異なる公園であっても、横の連携を図り、共通する業務については適切な発注ができるように情報の共有化を図ることが必要である。

2) 市町が行っている委託業務の再契約において、後々のトラブル発生をできるだけ防止するためにも契約書の統一化を図るよう、県が指導すべきである。

6. 農政水産部

6-1. 土地改良事業の換地業務(香川県土地改良事業団体連合会)

特になし

7. 土木部

7-1. 土木積算システム委託業務

(意見)

平成22年度から稼働予定の次期土木等積算システムについては、費用対効果の向上が期待できるので、その効果を分析し、報告書を作成したうえで、県民に公表することが望まれる。

7-2. 道路情報提供業務

(意見)

1) 道路情報センターに対しての委託料の積算方法は、割合計算による包括的な方法ではなく、費目ごとに内容を精査し、より精度の高い方法に見直すべきである。

2) 国所管の公益法人に対しての委託料水準については、他の都道府県と連携しての交渉も考えるべきである。

8. 水道局

水道積算システム運用業務委託は7-1にて記載した。

9. 病院局

9-1. 医療機器の保守点検業務及び修繕に係る随意契約

(意見)

1) 医療機器別の保守点検契約ではなく、メーカー毎に複数医療機器を包括した一括契約を検討すべきである。さらに進めて、県立病院で使用している医療機器すべてにおいてメーカー毎の包括契約の可能性を検討すべきである。

2) 医療機器購入時における予定価格決定の参考資料として、他公立病院からの情報収集だけではなく、可能な限り、民間病院の情報の収集を検討すべきである。

9-2. 入院医事業務及び外来受付業務の派遣契約

(意見)

1) 外部委託のあり方

診療報酬請求事務に関しては、県内部における医療事務レベルの維持・向上を図り、外部委託業者への管理体制を整備する必要がある。

2) 外部精通者による外部委託業者が行っている診療報酬請求事務を評価する制度の導入を検討すべきである。

9-3. 中央病院の情報システムに係る運用保守支援業務

(意見)

電子カルテシステム導入の評価について定量的及び定性的の両面からの費用対効果分析を可能な限り行い、電子カルテシステム導入の総括をする必要がある。

10. 教育委員会

10-1. 電子計算組織賃貸借契約

10-2. 豊かな体験活動推進事業委託

10-3. 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託

10-4. スクールソーシャルワーカー活動事業委託

10-5. 財団法人 香川県体育協会への委託事業

(意見)

1) 事業見直し（問題を抱える子供等の自立支援事業・スクールソーシャルワーカー活用事業）

不登校児童生徒など、問題を抱える児童生徒に対するの対策をもっと充実し拡充すべきである。児童生徒だけではなく、家庭をはじめ周囲の人々に対するの精神的

負担の軽減にも対処すべきである。

2) 事業見直し（豊かな体験活動推進事業）

廃止を含めて検討すべきである。

3) 公益法人改革への対応

体育協会の基本財産をどのように活用すべきか、公益法人改革の中で検討される必要がある。

4) 支出項目の見直し

国民体育大会における食事代の支給は見直しをすべきである。

1 1. 警察本部

1 1 - 1 ・香川県交通安全協会との委託業務契約

(意見)

一般競争入札での1者応札を回避し、委託業者選定の競争性、公平性及び透明性を高め、より効果的な契約にするために、多くの企業が応札できるような仕組みと環境を整えることが重要である。応札に参加できる仕様については、質を維持しながらも、できるだけその要件を低くして、より多くの企業に参加の機会を与えられるように随時見直すことが必要である。

III 指定管理者となっている外郭団体について

1. (財)かがわ水と緑の財団（公測森林公園）

(意見)

1) 再委託（随意契約理由）

随意契約とする理由は、業務の継続性及び関連性並びに設備に対する専門的知識及び熟知度によるものとしているが、公園維持管理業務、施設管理業務などについては、競争入札の導入など競争原理に基づく契約方法に移行する必要がある。

2) 再委託（予定単価）

単独随意契約であるため、単価設定についてはその妥当性をより慎重に判断すべきである。単純に前年度単価を踏襲するのではなく、類似委託業務での単価を参考にすることなどが求められる。

2. (財)かがわ水と緑の財団（香川用水記公園）

(結果)

1) 水の資料館等清掃業務の履行確認

管理者が日常的に目視にて管理できている状態といえども、作業業務日報等の記録として履行確認を行う必要がある。

(意見)

2) 地元発注と競争原理の導入について

地域の活性化と地元対策もあり、他地域の業者への委託は難しいと思われるが、浄化槽等保守点検と清掃業務は同一業者へ開設以来継続して委託する結果になっている。地元業者内での競争状態を高める工夫が必要である。

3. (財) 香川県児童・青少年健全育成事業団 (さぬきこどもの国)

(意見)

1) 総括管理業務契約における管理責任の明確化

事故等が発生した場合に責任の所在などが曖昧にならないように管理責任の所在は明確にしておく必要がある。

2) 長期継続契約

大型児童館 AV・コンピュータシステム運行管理業務については、5年間の長期継続契約ではあるが、期間中といえども業務内容を見直し、必要があれば金額の見直しを図るなど変動要因も反映できる契約内容の検討も必要である。

券売機連携システム保守点検業務については、過去4年間同額であるため、長期継続契約などによる効率化が望まれる。

4. (財) 香川県国際交流協会 (香川国際交流会館)

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、国際交流事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力ある体制作りが必要である。

2) アイパル香川の立地条件は比較的恵まれているので、一層の施設の有効利用に努める必要がある。

5. (財) かがわ健康福祉機構 (香川県社会福祉総合センター)

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、福祉事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 施設の有効利用

香川県社会福祉総合センターの立地条件は比較的恵まれているので、施設の有効利用に努める必要がある。

3) 施設維持管理の長期的方針の必要性

施設開設後10年以上を経過し施設の維持補修も今後必要になると共に、施設を良好な状態で長期的に使用し続けるためには、長期的視点での維持補修計画が必要となる。

4) 設備維持管理関連の再委託について

昇降機、空調用自動制御機器、舞台・吊物設備以外の設備維持関連の委託契約は複数年の実績のある同一業者であるので、契約を統合した包括契約による効率化を検討することも考えられる。

6. 社会福祉法人香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園・同福祉ホーム）

(意見)

1) 委託料の見直しの必要性

団体の繰越金の状況や、経営改善計画の見直しに応じて、委託料の水準を見直す必要がある。

2) 団体の財政的自立性の向上

今後とも経営改善を継続し、財政的に自立性を高め、財政的独立性を目指すのが望ましい。

7. 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（かがわ総合リハビリテーションセンター）

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、医療・福祉サービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 設備維持管理関連の再委託について

機器の製造元であるという理由で、その後の保守、点検業務を同一の企業もしくは関連した企業に再委託しているが、第三者でもできるか否かを検討し、できる場合には仕様書を示して競争入札による透明化、コストの低減を図るようすべきである。

8. (財) かがわ産業支援財団（ネクスト香川・FROM 香川）

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる

効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 再委託（競争原理の導入と予定価格の積算について）

同一先が継続しすぎることは、契約段階で実際に競争原理が働いているのか疑問なところである。金額算定方法が、前年度契約参考方式、単独見積り方式を採用していることも影響しているのではないかと判断される。競争原理を働かせてより適正な予定価格・委託金額とするには、算定手続に困難は伴うものの経費積上げ方式や複数見積り方式を採用すべきと考える。

9. (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会（瀬戸大橋記念公園）

(意見)

1) 公益法人改革への対応

新公益法人制度が施行され、財団は新公益法人又は一般社団法人への選択をする必要があるが、保有する約2億5千万円の運用財産等の取り扱いを含めて検討をする必要がある。

2) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

3) 再委託について

エレベーター・空調機保守点検業務に関しては、競争原理を導入することによって業者には価格面とサービス面での緊張感をもたせるという観点から、見積り合せ又は競争入札制度を導入することが必要であろう。

IV 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約

(1) 外郭団体との業務委託契約

1. 政策部

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託

随意契約参照

2. 環境森林部

2-1. 傷病鳥獣保護受付等業務委託

(意見)

動物園等の施設も乏しいため、今後ともボランティアの活用も含めて、人的ネットワークの充実に努めてもらいたい。

2-2. 緑化推進事業業務委託

(意見)

1) 緑の少年団について

緑の少年団は昭和51年に発足したが、現在は助成金の減少もあり弱体化しているのが現状である。県として活性化させようとしているのか、現状維持とするのか、廃止の方向で検討していくのか、今後どのように育成しようとしているのかが不明であり、中長期的な方向性が必要である。

2) 委託料算定基礎について

平成20年度の委託料の算定根拠としての人件費は職員1名分となっているが、平成21年度の委託料の見積りでは人件費100万円として、委託料総額は168万円に削減されている。委託料算定基礎としての人件費の見積りにもう少し合理的根拠を持たせるべきである。

3. 健康福祉部

3-1. 香川県障害児童等療育支援事業委託

(意見)

1) 実績が超過する場合の契約変更の必要性について

実際の訪問療育事業や外来療育事業などの延件数が当初委託契約時の延件数を超えた場合でも、基準額が上限となるため委託料の精算は行われず(追加支給はない)。

平成20年度の(福)香川県社会福祉事業団(香川県ふじみ園)での延件数は、実績がかなり基準より上回る結果となっている。この場合でも委託料の見直しが必要とされないため、受託団体の負担での事業実施となっていることになる。ある程度の範囲を超えて実績延件数が上回る場合は契約変更等で増額変更が必要である。

3-2. 発達障害者支援センター運営事業委託

特になし

3-3. 介護実習・普及センター事業運営委託

(意見)

事業の必要性の検討

介護関連の研修会、出前講座など他の事業と重複する内容があるように思われるので、事業の必要性について再度見直す必要があるように思われる。

3-4. 平成20年度介護予防サポーター養成講座開催事業委託

(意見)

事業成果の分析

事業規模としては小さいといえども、当初事業目標と実績との乖離が大きい。事業成果を分析し、今後の市町での事業の改善に役立てるのが望ましい。

3-5. 障害者自立支援法の新サービスへの移行推進研修会 特になし

3-6. 平成20年度介護支援専門員実務研修等業務委託 (意見)

人件費負担額の積算根拠について

研修の実施期間は1月から3月にかけて計22日間である。事前の準備期間等を含めると概ね4か月を費やす事業となるため、人件費の積算としては、事務職員1名4か月分、もう1名3.5か月分の給与として計上している。人件費負担の積算を開催期間分全額含めてよいかどうかという問題と、一方では当該職員以外の他の職員も業務に従事しているという実態もあることから、実態に応じた計上ができるよう検討するのが望ましい。その結果として、事業費のコストダウンが図れた場合は受講生の授業料負担の引き下げにも反映できるものである。

3-7. 平成20年度主任介護支援専門員研修業務委託 (意見)

受講料水準について

事業費は一人当たり37,000円であるので、受講料に加えて一人当たり10,000円の県費を加えての事業となっている。全額受益者負担との考えもあるが、受講料の全国平均が18,000円程度とのことでもあり、現状の一部県負担はやむを得ないと思われる。

なお、一人当たり事業費、受講料、県負担額については、各都道府県毎にバラツキがあるため、各県の情報を入手し比較考量のうえ、県としての水準を設定するのが望まれる。

3-8. 平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託 特になし

4. 観光交流局

4-1. 東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等委託 (意見)

より簡略な契約形態への移行について

瀬戸大橋記念公園の一角にある東山魁夷せとうち美術館の土地の所管課が政策部文化振興課であるため、指定管理者である（財）瀬戸大橋記念公園管理協会を通じての再委託となっている。同財団からは清掃・植栽管理業務等が一括発注され効率的な委託契約と考えられるが、より単純化した委託形態が望ましい。例えば、東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等も指定管理者としての業務に含めるなどである。

4-2. 栗林公園維持管理業務

(意見)

1) 人員配置及び人件費単価の見直し

委託業務における標準配置人員及び委託料積算時の人件費単価の見直しが必要である。

使用料収納業務及び園内清掃・整備業務において標準と実際の配置人員の差が生じている。

また、駐車場収納業務における契約上の人件費単価も見直すのが望ましい。

2) 一般管理費の合理的基準の必要性

一般管理費は人件費の5%として計上されており、その中に健康診断料、作業服等の諸経費部分と事務長人件費の一部が含まれる。現状では一般管理費の人件費部分が精算時における調整項目となっているので、事務長人件費の一部を含めることが妥当かどうかを含めて再検討するのが望ましい。

5. 農政水産部

5-1. 水産動植物種苗生産業務委託

5-2. 平成20年度サワラ中間育成技術開発事業委託

(意見)

1) 事業の継続性と事業効果の測定と公表の重要性

長期的視点に立って香川県沿岸部での漁獲高の維持と県水産魚のブランド化を図っていく目的だけに事業効果の見極めは難しい面はあると思われるが、事業費に見合う効果が得られているのかどうかは定期的に検証し、公表するよう努める必要がある。

2) 基本財産の有効活用

(財)香川県水産振興基金の基本財産の利回りの向上を図るよう検討するのが望ましい。

3) 公益法人改革への対応

現在、財団法人では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされ

ているが、財団法人の収入は種苗生産受託事業収入が大半であり、公益法人改革への対応が不可欠である。

6. 土木部

6-1. 流域下水道の維持管理業務委託

(意見)

公益法人改革への対応

現在、公社では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされているが、公社の収入は維持管理受託事業収入が大半であり、保有する基本財産の取り扱いを含めて公益法人改革への対応が不可欠である。

7. 教育委員会

7-1. 集団宿泊学習生徒送迎支援業務

7-2. 給食管理業務（屋島少年自然の家）

7-3. 給食管理業務（五色台少年自然センター）

特になし

(2) OB 職員のいる公益法人等との業務委託契約

1. 健康福祉部

1-1. 香川県福祉人材センター事業委託

(意見)

事業費と効果の分析の必要性

福祉人材センターとして多岐にわたる事業を実施しているが、事業成果を分析し、より効果的な事業に集中する必要があると思われる。特に、福祉人材無料職業紹介事業の実施においては、その成果ともいえる紹介数や就職件数は少ない。高松公共職業安定所、香川県看護協会などを通じての就職もあるため、実数把握に難しい面があると思われるが、福祉人材センターとしての実績把握と事業成果の分析結果をより正確に行う必要がある。

1-2. 地域福祉推進支援事業委託

特になし

1-3. 平成20年度香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就職支援事業業務委託

1-4. 専門分野（糖尿病）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－5. 専門分野（がん）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－6. 訪問看護推進事業

1－7. 保健師助産師看護師実習指導者講習会

(意見)

看護協会に対しての委託事業は、その業務内容を精査し、強化すべきもの、あるいは見直し廃止をするものの検討を行うべきである。

例えば、以下のとおりである。

強化すべきもの・・・・・・助産師確保対策推進事業、訪問看護推進事業

見直すもの・・・・・・がん及び糖尿病における質の高い看護師育成事業

廃止を検討すべきもの・・・・再就業促進支援事業のうち看護協会の自主事業とすべきものや公共職業安定所などに移管できる業務

2. 観光交流局

2－1. 民芸館管理業務委託

(意見)

委託料の上限設定と精算条項の明記

委託契約書上、委託料の上限及び精算条項が明記されていないので、明確にするのが望ましい。

3. 農政水産部

3－1. 香川県畜産経営技術高度化促進事業業務委託

(意見)

事業主体の再検討

畜産経営体支援指導研究会等の開催、畜産経営技術の総合支援指導等は本来的に県の業務であるが、より効果をあげるために畜産コンサルタント等の専門的な指導ノウハウを持つ社団法人香川県畜産協会に委託してきたが、県の極めて厳しい財政状況に鑑み、事業内容を精査し、香川県畜産協会の業務で代替できるものについては、香川県畜産協会の自主事業とするなど事業の縮小を検討されたい。

4. 教育委員会

4－1. 平成20年度県立体育施設整備等業務委託ほか

(第2編第2章で検証)

5. 警察本部

5－1. 安全運転管理者等講習委託ほか

(第2編第2章で検証)

5-2. 更新時講習業務委託ほか

(第2編第2章で検証)

5-3. 指定自動車教習所職員講習業務

(意見)

人件費の積算について

契約期間の5か月分を見積もっているが、業務内容を精査し、より合理的な人件費の積算が必要である。

5-4. 責任者講習委託

5-5. 風俗営業の管理者に対する講習及び調査業務

5-6. 警備員指導教育責任者講習

特になし

V 豊島廃棄物等処理事業における業務委託契約

1-1. 豊島廃棄物等処理事業廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務

特になし

1-2. 高度排水処理施設運転管理業務

(意見)

1) 契約方法について

施設の建設がクボタ・合田特定建設工事共同企業体であり他社参入がなかなか困難な状況であり一般競争入札を採用していることは評価できるが、高度排水処理施設定期点検業務の委託契約との契約の一括化や長期継続契約など、より一層の経費削減に取り組む必要がある。

2) コスト縮減努力

1者応札のような競争状態が希薄な業務委託でもあり、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト縮減努力を継続していく必要がある。

1-3. 高度排水処理施設定期点検業務

(意見)

契約の統合について

点検整備項目が年度により異なり、毎年契約金額も変動するため、ある程度一定業務化している運転業務とは切り離して契約している。このやり方も合理的とは思

われるが、前述の高度排水処理施設運転管理業務もクボタ環境サービス(株)大阪支社であり、他社の参入も難しいことが予測されるので、契約の統合などにより契約事務や委託金額の縮減の可能性を模索することも考えられる。

2－1．豊島廃棄物等の陸上及び海上輸送業務

(意見)

輸送量について

平成24年度末事業完了に向けて輸送量が増加することが予測されるが、その場合でも、現在の委託金額を増額しないように努める必要がある。

3－1．中間処理施設運転・維持管理業務

3－2．中間処理施設プラント機器類保守点検業務

(意見)

コスト縮減努力

単独随意契約での業務委託であるため、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト縮減努力を継続していく必要がある。

3－3．中間処理施設仮置土処理に関わる改造業務

特になし

3－4．溶融飛灰処理業務

(意見)

価格交渉の継続

副原料としての提供及び有価金属の回収享受など委託先のメリットもあると考えられるので、年間委託料の単価引き下げ努力を今後とも継続していく必要がある。

3－5．シルト状スラグ収集運搬等業務

(意見)

輸送方法の見直し等による単価見直し

当初の計画量は1,600トンであるが、実績処理量は2,580トンと61%増である。運送業務と処理業務であり規模や量でのメリットが生じる場合にはトン当たりの単価引き下げ努力が必要である。

また、輸送方法を陸上輸送から海上輸送に切り替えることなどにより、コスト縮減の努力が必要である。

3－6．溶融スラグの陸上輸送等業務

特になし

4-1. シルト状スラグ処理業務（三菱マテリアル(株)九州工場）
（3-5. シルト状スラグ収集運搬等業務とともに記載）

4-2. 坂出スラグステーション輸送業務

4-3. 坂出スラグステーション管理業務

4-4. 高松スラグステーション設置管理事業業務

4-5. オリーブスラグステーション設置管理事業業務

（意見）

コスト削減努力の継続

環境対策として全国的なモデルケースではあるが、コスト削減の努力が今後とも必要である。